

滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事は、持続可能な地域生活交通の構築を図るため、市町が地域の交通不便地を対象として、地域住民の日常生活に必要な不可欠な地方バス路線等の運行に取り組む場合、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国自旅第240号。以下「国交付要綱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通不便地 最も近い公共交通乗車地点（バス停、鉄道駅等）まで概ね500m以上離れているなど、日常的に公共交通を利用できる状況にない地域
- (2) 乗合事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) デマンドバス 市町が道路運送法第79条の登録を受けて運行する乗合バス、ならびに市町が事業主体となり、運行ルートや運行時刻等を決め、乗合事業者に運行を依頼している乗合バスであり、予約を受けて運行するものをいう。
- (4) デマンドタクシー 市町が道路運送法第79条の登録を受けて運行する乗合タクシーおよび市町が事業主体となり、運行ルートや運行時刻等を決め、乗合事業者に運行を依頼している乗合タクシーであり、予約を受けて運行するものをいう。
- (5) 地域連絡協議会 滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱（平成13年5月11日施行）に基づく、県協議会および市町協議会をいう。
- (6) 地域キロ当たり標準経常費用 国交付要綱に定める地域キロ当たり標準経常費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に該当する市町とする。

- (1) デマンドバスを運行する市町
- (2) デマンドバスを運行する事業者に補助等を行う市町
- (3) デマンドタクシーを運行する市町
- (4) デマンドタクシーを運行する事業者に補助等を行う市町

第2章 運行費補助金（デマンドバス）

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、次のすべての要件に該当するデマンドバスの路線であり、地域連絡協議会の議を経て、知事が指定する。

- (1) 交通不便地を対象として、地域住民の生活上必要な移動手段を確保するために運行される路線であること。

- (2) 他の乗合事業者の乗合バスの運行系統、鉄道または軌道との競合区間が50%を超えない路線であること。
- 2 前項による補助対象路線の指定にあたっては、次に定める手続きによるものとする。
- (1) 補助金の交付を受けようとする市町は、補助を受けようとする会計年度の11月10日までに、知事に滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助対象路線指定届出書（別記様式第1号）および運行維持計画を提出するものとする。なお、乗合事業者に運行を依頼している場合は、当該乗合事業者からの届出をもって、市町からの届出にかえることができるものとする。
- (2) 知事は、前項の届出があった場合は、「滋賀県地方バス対策地域連絡協議会」の議に付し、審査のうえ適当と認めるときは、補助対象路線として指定するものとする。

(運行維持計画)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町は、次に掲げる事項について記載した 運行維持計画を作成するものとする。

- (1) 当該運行事業の目的・必要性
- (2) 当該運行事業の効果・定量的な目標
- (3) 補助対象路線の概要および運行事業者
- (4) 当該運行事業に要する費用等の見込額
- (5) 当該路線が交通不便地を対象としていることを示す、運行経路図と他の乗合バス等の運行経路との関係を示した地図等

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、当該路線の補助対象期間における運送欠損額とする。ただし、市町が乗合事業者に対して補助等を行う場合にあつては、当該路線の補助対象期間における経常欠損額のうち、市町が補助等を行う額とする。

- 2 前項において、当該路線の運賃額が通常の運賃に比べ低額であると知事が認める場合は、別記様式第2号により算出した、本来あるべき運送収益（みなし収益）により、前項の運送欠損額および経常欠損額を求めるものとする。また、高齢者等を対象に運賃の無料化、割引等を実施している場合には、その実態に応じて、本来あるべき運送収益を算定することとし、交付申請等に当たっては、その算定根拠となる資料を添付しなければならない。
- 3 第1項において、次式により得られた額が地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、別記様式第3号により算出した補助対象経常費用により、運送欠損額および経常欠損額を求めるものとする。

補助対象期間における当該路線の運行に要した費用

補助対象期間における当該路線の実車走行キロ

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の(1)および(2)のいずれか低い額に別表1に定める補助率を乗じて得られた額とする。

- (1) 前条の規定による補助対象経費
- (2) 当該運行系統の補助対象期間における補助対象走行キロ（当該運行系統の実車走行キロから他の乗合バス路線および鉄道等との競合区間相当分を減じた値）に別表2に定めるキロ当たり

標準欠損額を乗じて得られた額

(補助金の交付申請および実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする市町は、生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金交付申請書(別記様式第4号)に次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 市町が乗合事業者に補助等を行う場合は、当該補助金の交付決定通知書の写し、または当該補助金の交付を確約する文書等
- (2) 当該路線にかかる経常(運送)費用および経常(運送)収益を明らかにした書類および市町の補助額等の算出根拠書類(乗合事業者から提出されるものの写し、別記様式第2号および別記様式第3号等)
- (3) 当該路線が交通不便地を対象としていることを示す、運行経路図と他の乗合バス等の運行経路および停留所との関係を示した地図
- (4) その他知事が必要とする書類

2 補助金の交付を受けようとする市町は、当該路線が地域住民の生活交通として十分に活用され、効果的な路線として運行されるよう、積極的に地域住民に対する周知啓発対策に努めることとし、実施した対策について、別記様式第5号により、交付申請と併せて報告しなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする市町は、当該路線の運行にかかる費用、運送収入等の収支状況について、広報等により、少なくとも年に1回は地域住民に周知することとし、その実績について、前項と併せて報告しなければならない。

(補助金の交付決定および額の確定)

第10条 知事は、前条に掲げる申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、規則第4条および同第13条の規定により、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、市町に生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金(デマンドバス運行費・デマンドタクシー運行費)交付決定および額の確定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

第11条 削除

(補助金の経理等)

第12条 補助金の交付を受けた市町は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておくものとする。

2 市町は、前項の帳簿および補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り直しおよび返還)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた市町が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り直し、または、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき

第3章 運行費補助金（デマンドタクシー）

（補助対象路線）

第14条 補助対象路線は、次の要件に該当するデマンドタクシー路線で、地域連絡協議会の議を経て、知事が指定する。

- （1） 交通不便地を対象として、地域住民の生活上必要な移動手段を確保するために運行される路線であること。
- （2） 他の乗合事業者の乗合バスの運行系統、鉄道または軌道との競合区間が50%を超えない路線であること。

2 前項による補助対象路線の指定にあたっては、次に定める手続きによるものとする。

- （1） 補助金の交付を受けようとする市町は、補助を受けようとする会計年度の11月10日までに、知事に滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助対象路線指定届出書（別記様式第1号の2）および運行維持計画を提出するものとする。なお、乗合事業者に運行を依頼している場合は、当該乗合事業者からの届出をもって、市町からの届出にかえることができるものとする。
- （2） 知事は、前項の届出があった場合は、「滋賀県地方バス対策地域連絡協議会」の議に付し、審査のうえ適当と認めるときは、補助対象路線として指定するものとする。

（運行維持計画）

第15条 補助金の交付を受けようとする市町は、次に掲げる事項について記載した運行維持計画を作成するものとする。

- （1） 当該運行事業の目的・必要性
- （2） 当該運行事業の効果・定量的な目標
- （3） 補助対象路線の概要および運行事業者
- （4） 当該運行事業に要する費用等の見込額
- （5） 当該路線が交通不便地を対象としていることを示す、運行経路図と他の乗合バス等の運行経路との関係を示した地図等

（補助対象期間）

第16条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象経費）

第17条 補助対象経費は、当該路線の補助対象期間における運送欠損額とし、市町が乗合事業者に対して補助等を行う額とする。

（補助金の額）

第18条 補助金の額は、次の（1）および（2）のいずれか低い額に別表1に定める補助率を乗じて得られた額とする。

- （1） 前条に規定する補助対象経費
- （2） 当該路線の補助対象期間における走行キロに別表2に定めるキロ当たり標準欠損額を乗じて得られた額

（補助金の交付申請および実績報告）

第19条 補助金の交付を受けようとする市町は、コミュニティバス運行対策費補助金（デマンドバス運行費・デマンドタクシー運行費）交付申請書（別記様式第4号）に次の書類を添えて、別に

定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 市町が乗合事業者に補助等を行う場合は、当該補助金の交付決定通知書等の写し、または当該補助金の交付を確約する文書等
- (2) 運送費用および運送収益を明らかにした書類および市町の補助額等の算出根拠書類（乗合事業者から提出されるものの写し等）
- (3) その他知事が必要とする書類

（準用）

第 20 条 第 9 条第 2 項、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 12 条および第 13 条の規定は、本章において準用する。

第 4 章 補助金の限度額

（補助金の限度額）

第 21 条 前年度に第 4 条から第 13 条に規定する運行費補助金（デマンドバス）、第 14 条から第 20 条に規定する運行費補助金（デマンドタクシー）および別に定める滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱に基づく運行費補助金の交付を併せて受けている場合であって、当該年度においても引き続きこれら運行補助金の交付を受ける場合は、第 8 条および第 18 条に規定にかかわらず、これら運行補助金の合計額は前年度のこれら運行費補助金の合計額を限度とする。

第 5 章 概算払の特例

（補助金の概算払）

第 22 条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払いすることができる

（デマンドバス運行費補助金の概算払）

第 23 条 運行費補助金（デマンドバス）の概算払による交付を受けようとする市町は、第 4 条および第 9 条の規定によらず、次のとおり補助対象路線の指定および補助金の交付申請、実績報告等を行うものとする。

2 補助対象路線

- (1) 知事は、前年度に指定した路線であれば、補助対象路線として指定することができる。
- (2) 第 4 条 2 項に規定する「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費（デマンドバス）補助対象路線指定届出書（別記様式第 1 号）」の提出にあたっては、かわりに「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費（デマンドバス）補助対象路線指定届出書（別記様式第 1 号の 3）」の提出を提出するものとする。
- (3) 本項 1 号で指定した路線については、申請年度の 12 月 31 日までに「滋賀県地方バス地域連絡協議会」の議に付すこととし、そこで不相当と認められた路線については、交付決定を取り消すものとする。

3 概算払の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金交付申請書（別記様式第 4 号の 2）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

4 補助金の交付決定

- (1) 知事は、前項の規定により提出された交付申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、

補助金の交付決定を行い、「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金交付決定通知書（別記様式第6号の2）」により通知するものとする。

- (2) 前号の規定により通知を受けた市町は、「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費金交付請求書（別記様式第7号）」により交付請求をする。

5 補助金の実績報告および額の確定

- (1) 前項1号の規定により通知を受けた市町は、知事が指定する日までに滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金実績報告書（別記様式第4号の3）に、次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

・第9条1項に規定する申請に必要な提出書類のうち、申請書をのぞいた添付書類

- (2) 知事は、前号により報告書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、速やかに額の確定を行い、市町に「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金確定通知書（別記様式第6号の3）」により通知するものとする。

（デマンドタクシー運行費補助金の概算払）

第24条 運行対策費補助金（デマンドタクシー）の概算払による交付を受けようとする市町は、第14条および第19条の規定によらず、次のとおり補助対象路線の指定および補助金の交付申請、実績報告等を行うものとする。

2 補助対象路線

- (1) 知事は、前年度に指定した路線であれば、補助対象路線として指定することができる。
- (2) 第14条2項に規定する「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助対象路線指定届出書（別記様式第1号の2）」の提出にあたっては、かわりに「滋賀県生活交通セーフティネット・交通不便地デマンド交通運行対策費補助対象路線指定届出書（別記様式第1号の4）」の提出を提出するものとする。
- (3) 本項第1号で指定した路線については、申請年度の12月31日までに「滋賀県地方バス地域連絡協議会」の議に付すこととし、そこで不適當と認められた路線については、交付決定を取り消すものとする。

3 準用

前条第3項から第5項の規定は、本条において準用する。

（概算払の返還）

第25条 知事は前項の確定した補助金の額と、既に交付した概算払の額に異同がある場合は、知事は当該事業者に期限を定めて異同の額を請求する。

第6章 雑 則

（電子情報処理組織による申請等）

第26条 補助金の交付を受けようとする市町は、第9条および第19条の規定に基づく交付の申請および額の確定または第23条および第24条の規定に基づく概算払の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（実施の細目）

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金について適用する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 26 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 10 月 14 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表 1（第 8 条、第 18 条関係）

	デマンドバス	デマンドタクシー
補 助 率	1 / 3	1 / 2

別表 2（第 8 条、第 18 条関係）

	デマンドバス	デマンドタクシー
キロ当たり標準欠損額	100円	182円